

セクシュアル・ハラスメントの訴えを男性は女性より信用しない：  
O'Donohue と O'Hara の研究

仁平義明

(学生相談所長・文学研究科心理学講座)

平成18年3月

東北大学学生相談所紀要第32号別刷

## セクシュアル・ハラスメントの訴えを男性は女性より信用しない： O'Donohue と O'Hara の研究

仁平義明

(学生相談所長・文学研究科心理学講座)

- 1) 決定的な証拠がないケースをどう判断するか
- 2) 子どもの性的虐待・レイプ・セクシュアル・ハラスメントについての判断
- 3) セクシュアル・ハラスメントの申し立ては、どのくらい信じられるか
- 4) 申し立てが真実だったとき・偽りだったとき

### 1) 決定的な証拠がないケースをどう判断するか

性的な被害の申し立てを加害者だとされた側が否認するケースは、決定的な証拠がない場合には、よく起こることである。ここで紹介するアメリカの O'Donohue と O'Hara (1997) の研究は、セクシュアル・ハラスメントの被害申し立てをどの程度信じるかは、判断をする側のジェンダーによって異なることを明らかにしている。彼らの研究結果では、男性と女性では、セクシュアル・ハラスメントの申し立てを信じる程度に、6段階の判断（1.まったくそうだと思う～3.どちらともいえない～6.ぜんぜんそう思わない）で、平均約2段階もの差があった。女性が、「信頼できる」方の判断であるのに対して、男性は、「どちらともいえない」に近い判断をしていた。この差は、現実のセクシュアル・ハラスメントへの対応に何らかの影響をもたらす可能性がある。

東北大学では、セクシュアル・ハラスメントの被害者が大学に申し立てをして、全学組織による調査に基づいて紛争処理を求めるときには、全学調査委員会が設置される（2006年1月時点の「国立大学法人東北大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」および「東北大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」）。この調査委員会は、「男女比に配慮して設置されます」と規定されている（「東北大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン」）。部局レベルでも同様な措置がとられる。

こうした委員会による調査では、双方が事実を同じように認めていればよいが、そうでない場合で明瞭な証拠が無い場合には、状況証拠からセクシュアル・ハラスメントがあったと「推認」をすることもある。しかし、客観的な判断を求められた委員であるから、また、ある分野の専門家であるから、判断がつねに妥当だと言い切るのは危険である。われわれは求められた判断に、どのようなノイズ要因

が混入する可能性があるかを知ることで、より妥当な判断を維持することができる。

もしセクシュアル・ハラスメントの訴えを男性は女性よりも信用しないという傾向があるのなら、両性は、より客観的な方向の判断をしようと注意することができる。

### 2) 子どもの性的虐待・レイプ・セクシュアル・ハラスメントについての判断

大学生128人（男性66人、女性62人）の心理学入門クラスの学生が対象である。①子どもへの性的虐待、②レイプ、③セクシュアル・ハラスメントについて、被害側、加害側双方がどう主張したかを述べた文章を読み、双方の主張がどの程度信じられるかを判断する手続きがとられる。判断は、被害側メアリーが本当のことを言っている程度と、加害側ジョンが本当のことを言っている程度を、それぞれ「まったくそうだと思う～ぜんぜんそう思わない」の6段階で評定することが求められた。

レイプのケースは、日本（の大学や他の組織）ではレイプではなくセクシュアル・ハラスメントとして扱われる場合もありそうなので、注意をするためにも、3つのケースの記述、すべてを紹介しておこう。

#### ① 子どもの性的虐待

「メアリーは8歳の少女。新しく飼った子犬と公園で遊んでいた。28歳の叔父さんのジョンが一緒だった。メアリーとジョン叔父さんは子犬を追っかけまわして遊んだ後、芝生に座った。子犬は二人の周りを走り回っていた。二三分もしないうちに、ジョンはメアリーともつれてふざけっこをして、メアリーをくすぐりはじめた。

メアリーが言うには、しばらくもつれていた後、ジョンは手をメアリーのショーツの中に入れて、“足の間をさわっていた”。そしてジョンは、このまま続けさせないと、

またこのことを誰かに言ったりしたら、子犬をやっつけてやると言った。

ジョンは、公園で子犬と一緒に遊んでいたとき、メアリーともつれて遊び、くすぐったことは認めた。しかし、性的なことは何もなかったと主張した。]

## ② レイプ

「メアリーは、28歳の女性。知人のジョンとデートをした。ダイナーから帰ってきて、メアリーとジョンはメアリーのアパートでビデオの映画を観た。映画を観ているとき、ジョンはメアリーにキスをした。

メアリーの申し立てでは、彼女とジョンがしばらくキスをした後、ジョンは彼女のスカートを上げパンティを脱がせた。彼女は、やめてとジョンに言ったが、彼は無視して彼女をレイプした。

ジョンの主張では、彼とメアリーはセックスをしたが、それは合意によるものだった。彼女はやめてと言っていないと、彼は否定した。]

## ③ セクシュアル・ハラスメント

「メアリーは、28歳の女性。新しい職場で働きはじめたばかりである。就職した最初の週のある日の午後、メアリーがコンピュータの端末に向かって仕事をしていると、彼女の上司、ジョンが彼女の後方から近づいてきた。彼女の肩に寄りかかるようにして、彼女のコンピュータのスクリーンをのぞきこんだ。そして彼女の仕事について、いくつかコメントをした。

メアリーの申し立てでは、ジョンは彼女に話しながら手を彼女の肩に置いて、さらにその手を彼女のブラウスに入れ、胸を触った。メアリーによれば、彼は、この出来事を誰かに言ったら彼女をクビにすると聞いた。

ジョンは、自分たちが仕事について話をしたときにメアリーの肩にふれたかもしれないが、それ以上のことはなかった、と主張した。]

「レイプ」のケースは、日本では、夜遅くに自分のアパートによんでおいて（たぶんダイナーだからアルコールも入っていただろう、という不確実な推測もされ）、しかも、しばらくキスをしているのだから、仮にメアリーの主張通りのことがあったとしても、レイプといえないだろうと考える男性も少なくないと推測される。しかし、この調査では、明確に「レイプ」のケースとして設問がされているのである。

## 3) セクシュアル・ハラスメントの申し立ては、どのくらい信じられるか

判断の結果は、記述が「子どもの性的虐待」であるか、成人女性のレイプであるか、成人女性への「セクシュアル・ハラスメント」であるかで、異なっていた(図1参照)。被害者側、加害者側それぞれについて、どれだけ信じられるかを「まったくそうだと思う～ぜんぜんそう思わない」までの6段階で判断させ、その差をとって、さらに6点を足すという操作の結果が、この図に示された数字である。したがって、「6」点のところが被害・加害側のどちらかをより信じるといえない、中立ポイントになる。6を足すという、この複雑な得点化の方法はあまり意味がない。信頼度得点は、申し立て者側、加害側のそれぞれの陳述に対する信頼度の差、そのままよいと思われる。被害者側の判断を「非常に信じられる」として、加害者側の判断を「まったく信じられない」としたときには、最大値の「12」になる。被害者側の申し立てを「信じられる」として、加害者側の主張を「信じられない」としたときには、この数字は「10」になる。

したがって、子どもの性的虐待は、男性女性ともに、被害者側の申し立ては「非常に信じられる」か「信じられる」もので、加害者側の言い分は「まったく信じられない」か「信じられない」と判断されていることになる。男女で有意な判断の差は無い。「レイプ」は、数字の上では、男性の方が女性よりも信じないように見えるが、この差は有意ではない。男性女性ともに、被害者側の申し立ては「信じられる」程度のものと判断されている。

「セクシュアル・ハラスメント」だけについて、有意なジェンダー差が認められた。男性は女性よりも信じる程度が有意に低い ( $p < 0.01$ )。平均値をみると、女性は、被害者側の申し立てを「非常に信じられる」か「信じられる」と判断していると考えられる。それに対して、男性の平均評定値は、「信じられる」と「どちらともいえない」の間であって、積極的に信じるという判断ではない。

この結果は、心理学の授業場面での大学生の判断、という限定つきである。実際のセクシュアル・ハラスメントの被害申し立てでは、調査委員会の委員になった者は、自分は中立的な立場であり、判断の歪みがないように公平に判断していると考えよう。しかし、同様な判断の男女差がないという保証はない。

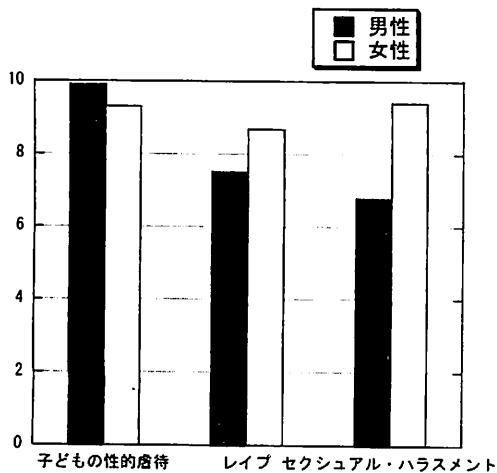


図1 性的被害の申し立てをどれだけ信じるか：判断する側のジェンダーによる違い

\*縦軸の得点は、申し立て者側・加害者とされた側の陳述のそれぞれに対する信頼度評定値（1＝ぜんぜんそう思わない、6＝まったくそうだと思う）間の差、プラス6点である。6点が、被害者側を信じるか加害者側を信じるかは「どちらともいえない」になる。有意なジェンダー差は、セクシュアル・ハラスメントだけについてみとめられ、男性の方が、有意に、セクシュアル・ハラスメントの申し立てを女性にくらべれば積極的には信じていない方向にある。（O'Donohue & O'hara, 1997 の表から作図）

#### 4) 申し立てが真実だったとき・偽りだったとき

申し立てが真実だったら、あるいは偽りだったら、加害者あるいは偽りの申し立てをした者には、どのような罰が与えられるべきだろうか。調査対象の大学生には、16通りの罰（死刑、終身刑、4通りの懲役（禁固）、5通りの罰金、2通りの保護観察処分、解雇、心理療法（Therapy）、罰なし）の中から、最も適切だと思われるものを選択するよう求められた。

セクシュアル・ハラスメントの結果だけ、表1に示しておこう。

申し立てが真実であった場合、加害男性に与えられるのが適切だとされた「罰」は、懲役（禁固）1年以内という罰から、心理療法まで多様なものを選択されている。申し立てが偽りであった場合に、申し立てをした女性に対する罰として選択されたものは、加害者に対するものに比べれば、比較的軽い方に分布している。

しかし、真実の加害、偽りの申し立て、双方に、それぞれ高い割合（39.5%と51.2%）で「解雇」が選択されている。加害者が解雇になるのであるから申し立て者側も偽りであったときには解雇という原理は、なかなか厳しい。もし、これがセクシュアル・ハラスメントに関する規程等に実際に盛り込まれるようなことが起こると、おそらく、申し立てを抑制することにつながるおそれがある。諸刃の剣である。

表1. セクシュアル・ハラスメントのケース（前出）に対して最も適切だと考えられた罰

罰	申し立てが真実の場合 (加害者への罰)	申し立てが偽りの場合 (申し立て者への罰)
禁固（懲役）1年以下	2.3%	—
罰金\$1,000～9,999	7.0%	2.3%
罰金\$1,000以下	2.3%	—
解雇	39.5%	51.2%
保護観察1年	7.0%	2.3%
保護観察1年以下	—	2.3%
心理療法	16.3%	25.6%
なし	—	2.3%

心理療法も比較的高い割合で求められているのは、心理療法が比較的ポピュラーなアメリカ文化によるものであろう。

日本でも、セクシュアル・ハラスメントの加害者に「研修」を義務付ける規程も多い。たとえば、東北大学では、「セクシュアル・ハラスメントを行ったとして、調停や苦情の申立てをされた者は、その行為がセクシュアル・ハラスメントであることが認定された場合には、必ず、セクシュアル・ハラスメントに関する研修を受けなければなりません」とされている（東北大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン(8)セクシュアル・ハラスメントに対してとられる措置～救済・制裁・環境改善）。研修は、セクシュアル・ハラスメントに関する「知識」を与えるものが中心になるのであろうが、心理療法によって本人の内的な傾向を変容させようとする努力も、研修に含めることを考えてよいだろう。

こうした制裁の判断は、一般大学生それもアメリカの大学生の感覚を示したものであり、法律の専門家などの意見とは異なるものを含んでいると思われる。しかし、日本でも、裁判員制度のかたちで有罪性の判断に非専門家の判断が組み込まれようとしていることを考慮すると、ハラスメントの対処システムに大学の構成員である学生の感覚をどう組み込むかは、これから考えなければいけない課題であろう。

#### 文 献

- 国立大学法人東北大学（2004）国立大学法人東北大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程。
- 国立大学法人東北大学（2004）東北大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のためのガイドライン。
- O'Donohue, W. & O'hara, E. (1997) The credibility of sexual abuse allegations : Child sexual abuse, adult rape, and sexual harassment. *Journal of Psychopathology and Behavioral Assessment*, 19, 273-279.